詳細条件審査型一般競争入札の実施に係る掲示

標記について、参加を希望する者は下記により競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示する。

1　掲　示　日　平成 28 年 7 月 20 日（水）

2　掲示責任者　独立行政法人都市再生機構中部支社　支社長　伊藤　功

3　担 当 支 社　〒460－8484　愛知県名古屋市中区錦三丁目 5 番 27 号
独立行政法人都市再生機構中部支社
総務部経理チーム　電話 052－968－3315

4　工事概要

(1) 工 事 名　２８－犬山市羽黒中央公園園地整備工事（電子入札対象案件）
(2) 工事場所　愛知県犬山市大字羽黒地内
(3) 工事内容　サービス施設整備工　　サイン８基、サイン平板一式
(4) 工　　期　平成 28 年 9 月上旬から平成 28 年 12 月 5 日まで
(5) 工事の実施形態

本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う（ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合､以下に示す提出方法及び提出期限を厳守の上､資料を提出すること｡)。なお、電子入札により難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる｡(様式は機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできる｡)

5　競争参加資格

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。
(2) 当機構中部地区における平成 27・28 年度の一般競争参加資格について、造園工事Ｂ等級もしくは造園工事Ｃ等級の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部支社長が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再審査により、造園工事Ｂ等級もしくは造園工事Ｃ等級の再認定を受けていること｡)。
(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く｡）でないこと。
(4) 地理的条件において、次の要件を満たす者であること。
・愛知県犬山市、丹羽郡扶桑町、丹羽郡大口町、江南市、岩倉市、一宮市、稲沢市、名古屋市、豊明市、愛知郡東郷町、瀬戸市、日進市、長久手市、春日井市、清須市、西春日井郡豊山町、小牧市、北名古屋市及び尾張旭市に建設業法（昭和24年法律第

100号）に基づく建設業の認可を受けた本店、支店又は営業所を設置していること。

(5) 平成 18 年 4 月 1 日以降に、下記６(2)の提出日の前日までに完成したもののうち、次の条件を満足する工事（以下「同種工事」という。）の元請としての施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。）。

・同種工事は、１件の請負額が５百万円以上の造園工事※１で、「サービス施設整備工」を含む工事とする。（「サービス施設整備工」とは、UR 都市機構ホームページの工事工種体系ツリー※２（造園工事/（レベル２）サービス施設整備工））のいずれかの工種を含む工事とする。）

※１：「造園工事」とは、コリンズ登録において、入札参加資格区分が「造園工事」であること。

コリンズ登録をしていない工事の場合、工事契約図面において、UR 都市機構の工事工種体系ツリー※２の（造園工事/（レベル２）サービス施設整備工））に示すいずれかの工種を含むことが確認できること。

※２：http://www.ur-net.go.jp/architec/information/tree.html

・ 施工実績として認定する発注機関については、公共機関（機構、公団、国、地方公共団体、公社等）及び民間のいずれも可とし、施工実績を有することの証明できるもの（契約書の写し、ｺﾘﾝｽﾞ、及び図面・数量のわかるもののいずれか）を添付すること。

(6) 次に掲げる基準を満たす監理技術者又は国家資格を有する主任技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を本工事に配置すること。ただし、建設業法第 26 条第３項及び建設業法施行令第 27 条第１項に該当する場合は、配置予定技術者は専任とすること。

なお、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10 ㎞程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事（原則として２件程度）を管理することが出来る。

また、配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。その場合は、２名を限度とする。

① 一級造園施工管理技士、二級造園施工管理技士、一級造土木施工管理技士、二級土木施工管理技士のいずれかの資格を有する者。

② 配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、申請書及び資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 実際の施工に当たって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等きわめて特別な場合に限る。なお、特別な場合において、やむを得ず変更する場合は、上記①から④の条件を満たす技術者を配置すること。

(7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(8) 工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当

であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

(9) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 当機構中部支社（所管事務所を含む。）発注の工事成績について、資料の提出期限の日から過去1年以内において60点未満のものがないこと（過去1年の起点は完成引渡日とする。）。

(11) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細については、機構ホームページ
http://www.ur-net.go.jp/order/nyusatuyosiki.html　を確認のこと。）

(12) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該業務を履行していない建設業者でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

6　入札手続等

(1)　設計図面及び現場説明書等（ＣＤ－Ｒデータ）の交付方法及び期間

設計図面及び現場説明書等は、ＣＤ－Ｒデータにより無償にて交付する。ただし、発送に係る費用は、交付希望者の負担とする。交付を希望する場合は、添付している「図面等交付申込書」を下記の受付期間中にＦＡＸにて送付し、申し込むこと。ＦＡＸ受領日より、３営業日後までに到着するように独立行政法人都市再生機構中部支社コピーセンター受注業者「株式会社ヤマイチテクノ」から着払い便にて発送する（土曜日、日曜日及び祝日は、営業日として数えない）。３営業日を過ぎても到着しない場合は、電話にて確認すること。

ＦＡＸ受付期間：平成28年7月20日（水）から平成28年8月3日（水）まで
ただし、上記期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時30分から午後5時まで（但し、平成28年8月3日（水）は正午まで）

ＦＡＸ番号等：　独立行政法人都市再生機構中部支社　総務部経理チーム
ＦＡＸ：052-968-3295
ＴＥＬ：052-968-3315

(2)　競争参加資格申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

提出期間：平成28年7月20日（水）から平成28年8月3日（水）まで
ただし、上記期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前10時から午後4時（但し、正午から午後1時の間は除く。）まで。（但し、平成28年8月3日（水）は正午まで。）

提出場所：電子入札システムによる場合は、上記３に同じ。

提出方法：競争参加資格申請書及び資料は、電子入札システムで提出すること。
ただし、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、担当者に事前連絡を行った上、内容を説明できる者が持参

するものとし、郵送又は電送によるものは受付けない。
紙入札方式による場合は、下記に提出する。
（提出場所）
愛知県名古屋市中区錦三丁目 5 番 27 号 錦中央ビル 11 階
独立行政法人都市再生機構中部支社
都市再生業務部緑環境チーム　電話 052－968－3379

(3)　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①　入札書の締切日時及び入札書の提出方法

締切日時：　平成 28 年 8 月 31 日（水）　正午

提出方法：　電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記３に記載の場所に持参するものとする。郵送又は電送によるものは受け付けない。

②　開札の日時及び場所

日　時：平成 28 年 9 月 1 日（木）　午前 11 時

場　所：愛知県名古屋市中区錦三丁目 5 番 27 号 錦中央ビル６階
独立行政法人都市再生機構中部支社
総務部経理チームにおいて行う。

(4)　本工事において、入札に参加する者が関係法人１者だった場合は、当該手続きを中止し、再公募を実施する。

7　その他

(1)　入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金：免除

② 契約保証金：納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(2)　入札の無効

本掲示に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3)　落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成 16 年独立行政法人都市再生機構規程第 4 号）第 52 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格を持って入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(4)　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　　無

(5)　平成 27・28 年度の一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記５(2)に掲げる平成 27・28 年度の一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記６(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、下記のとおり事前に一般競争参加資格の申請を行った上、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

提出期間：　平成 28 年 7 月 20 日（水）から平成 28 年 8 月 3 日（水）まで
ただし、上記期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 4 時（但し、正午から午後 1 時の間は除く。）まで（ただし、平成 28 年 8 月 3 日（水）は正午まで。）

提出場所：　上記３に同じ。

提出方法：　一般競争参加資格の申請書の提出は、提出場所へ持参又は郵送することにより行うものとし、電送によるものは受け付けない。

(6)　詳細は、「入札説明書」による。

(7)　申請書及び資料に関する問い合わせ先

①　競争参加資格申請書及び資料について
独立行政法人都市再生機構中部支社都市再生業務部緑環境チーム
電話 052－968－3379

②　平成 27・28 年度の一般競争参加資格・電子入札システムについて
独立行政法人都市再生機構中部支社　総務部経理チーム
電話 052－968－3315

(8)　独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

契約情報の公表については、入札説明書別添２「独立行政法人が行う契約情報の公表について」を参照のこと。

以　上

図　面　等　交　付　申　込　書

申込日：平成２８年　　月　　日

工事件名		２８－犬山市羽黒中央公園園地整備工事
申込者	貴社名	
	御住所 （送付先）	〒
	御連絡先 （電話番号）	
	御担当者名	
備考		

申込先　　独立行政法人都市再生機構中部支社
総務部経理チーム
Fax　０５２－９６８－３２９５
Tel　０５２－９６８－３３１５